

令和２年７月豪雨災害に関する要望

令和２年７月豪雨は、県南部を中心に、県内各地で河川の氾濫、土砂崩れ等の甚大な被害をもたらし、多くの尊い命が犠牲となった。

また、多くの人々が避難を余儀なくされるとともに、家屋、道路、河川、鉄道に加え、電気・水道といったライフライン、さらには、農林水産業や地場産業にまで深刻な被害が生じ、住民生活及び経済活動に甚大な影響を及ぼしている。

被災町村では、国や県をはじめ、県内外の自治体職員の派遣及び支援を受け、復旧作業に全力で取り組んでいるが、中山間地も多く財政基盤も脆弱な町村においては、国や県による強力な支援が不可欠である。

加えて、全国的に新型コロナウイルス感染拡大防止への厳しい状況が続く中、生活者支援や災害応急対応・災害復旧活動には、前例のない新たな課題への対応が求められる。

よって、今般の豪雨災害について、早期の被災者支援及び復旧対策を進めるとともに、地域住民の安全を確保するため、下記事項の実現を図るよう、強く要望する。

記

１ 流域住民の安全・安心に向けた検証と対策

今回の豪雨により、球磨川流域を中心に多くの氾濫箇所では激甚な災害が発生したことから、将来に向かって流域住民が生命の危機に晒されることなく安全・安心な生活が送れるよう、今回の豪雨災害に関する国、県連携した検証とそれを踏まえた対策について取り組むこと。

２ 支援物資の確保等の被災者の生活支援

飲料水、食料、医薬品、生活用品をはじめ、感染拡大防止用品等の必要な物資の確保・早期送達を行うこと。

また、児童・生徒、高齢者、障害者をはじめとする被災者の心のケアについて、十分な支援を講じること。

3 孤立集落解消に向けた生活インフラ復旧に対する支援

これまでに生じたすべての孤立集落を早期に解消するため、町村・県と連携した集落へのアクセス状況の把握やその共有をすること。

電気・ガス・水道・地域公共交通・情報通信ネットワークなど、寸断されたライフラインの早期復旧のための財政支援を講じること。

4 鉄道の早期復旧に向けた支援

地域住民の重要な移動手段である鉄道について、早期の全線復旧が実現するよう特別な財政措置を講じること。

また、鉄道不通区間の通学支援等のために、鉄道事業者が行う代替バスの運行経費等に対して特別な財政支援を講じること。

5 情報通信ネットワークの整備

情報通信ネットワークの長期の寸断による混乱が生じたことから、災害に強い通信網の実現を図ること。

6 仮設住宅の早期建設・確保

被災町村におけるみなし仮設を含む仮設住宅の早期建設・確保、被災者の住宅の再建等に向け、全面的な支援を講じること。

7 公共土木施設等の早期復旧

道路、河川、橋梁及び水道など公共土木施設の災害復旧事業、災害対策関連事業及びその調査の早期実施について、特段の措置を講じること。

公共土木施設等の早期復旧、現場対応、自治体支援に必要な国関係機関の人員についても確保・派遣を行うこと。

災害復旧事業の実施にあたっては、単なる原形復旧にとどまることなく、従前の機能・安全性を増加させ、国土強靱化に資する復旧となるよう努めること。

8 交付税による財政措置

普通交付税の繰上げ交付の対象地域の拡大を行うとともに、特別交付税による十分な財政措置を講じること。

災害復旧事業及び災害関連事業予算の確保並びに災害復旧事業の財源となる地方債所要額の確保を行うとともに、当該地方債に係る交付税措置の拡充を

図ること。

9 役場機能が毀損した被災町村の人員体制の強化に向けた強力な支援

役場機能が毀損した被災町村における行政体制の早期回復・被災地の再生に向け、人的支援体制の強化及び財政支援の拡充を講じること。

10 被災者生活再建支援制度の拡充

今回の豪雨災害では、浸水による被害が甚大かつ広範囲に広がっており、半壊世帯でも修理等に多大な費用が必要となり、住まいの再建に障害が生じることが見込まれる。そのため、被災者生活再建支援制度が半壊世帯も対象とするとともに、支給額を増額すること。

11 医療・福祉施設等の復旧

被災した医療施設や社会福祉施設等について、現地での復旧が困難なことによる移設や仮設施設の整備を要することも想定される。そのため、一日も早く、被災者等へ十分な医療・福祉を提供できるよう、被災状況や地域の実情に応じた特別な財政措置を講じること。

12 農林水産業の早期復旧に対する支援

受益者負担軽減のため、国庫補助率の嵩上げ及び復旧限度額の撤廃のほか、農地・農業用施設、林産施設、治山・林道等に係る災害復旧事業の早期実施について、特別な財政措置を講じるとともに、十分な予算を確保すること。

13 教育・文化環境の早期復旧

学校施設・設備等の早急な災害復旧や学校再開後の授業の円滑な実施のための教職員等の増員やICT環境の整備などについて、特別な財政措置を講じること。

また、損壊した文化財等の早期復旧について、技術的支援を含めた全面的な支援を講じること。

14 観光業に対する支援

熊本地震、加えて新型コロナウイルス感染症の影響により、すでに甚大な被害を受けている観光業が事業継続できるよう、被災地域に特化した需要喚起策

等の財政支援を講じるとともに、風評被害に対する対策や支援を行うこと。

15 新型コロナウイルス対策

上記のそれぞれの関連項目については、新型コロナウイルス対策等の観点から、以下の点に留意して支援を行うこと。

- (1) 避難所等避難生活に対する必要な資器材や専門人材・ノウハウの提供
- (2) 地域外からの応援職員や災害ボランティア等に対する感染防止対策の支援、また長期化も懸念される復旧・復興活動に対するきめ細やかな支援
- (3) その他、被災町村において必要となる感染防止対策や感染者が発生した場合の万全の支援措置
- (4) なお、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の取扱いについては、被災町村の被災状況や意向を踏まえた柔軟な対応を行うとともに、当該交付金本来の趣旨に鑑み、被災町村の災害復旧・復興等財源は別途確保すること

令和2年8月6日

熊本県町村議会議長会 会長 稲 田 忠 則